

定時株主総会

招集ご通知

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

開催
情報

日時

平成29年6月27日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

場所

品川インターシティホール

東京都港区港南二丁目15番4号

決
議
事
項

第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

郵送及びインターネット
による議決権行使期限

平成29年6月26日（月曜日）
午後5時まで

※詳細は3ページをご参照ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/9104/>



フィリピンでの新規船員育成訓練
「職員候補生プログラム」卒業式の様子

株主の皆様へ



代表取締役
社長執行役員

池田 潤一郎

株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度（2016年度）の事業報告をご覧ください。ただくにあたり、ご挨拶を申し上げます。

当期の世界経済は、概ね昨年後半より勢いを増す傾向となりました。米国は拡大基調を維持し、欧州も緩やかながら安定的な成長が続きました。中国は減速の一段落から回復に転じました。国内経済は、景気回復の足踏み状況が続きましたが、足下では伸び悩んでいた個人消費等で持ち直しの兆しも見られました。

海運市況は、ドライバルク船市況が記録的低水準を脱し、概ね回復基調を維持しました。タンカー部門のうち、原油船市況は、通期平均では前期を下回ったものの堅調でした。コンテナ船は、スポット運賃市況の回復は見られましたが、厳しい事業環境が継続しました。

当社は、当期単年度の経営計画を策定し、ドライバルク船事業及びコンテナ船事業での構造改革を断行しました。その結果、当期連結営業利益は増益となり、親会社株主に帰属する当期純損益も黒字を確保しました。配当につきましては、当期の収益、及び今後の成長への投資に向けた内部留保の確保を勘案し、遺憾ながら期末配当を無配とし、1株当たりの年間配当金を前期比3円減となる2円（中間配当としてお支払済み）とする予定です。

次期平成29年度（2017年度）の連結業績は、構造改革で実現したコスト競争力を基盤に収益の積上げを図り、売上高1兆6,100億円、営業利益90億円、経常利益220億円、親会社株主に帰属する当期純利益100億

企 業 理 念

1

顧客のニーズと時代の要請を先取りする
総合輸送グループとして
世界経済の発展に貢献します

2

社会規範と企業倫理に則った、
透明性の高い経営を行い、
知的創造と効率性を徹底的に追求し
企業価値を高めることを目指します

3

安全運航を徹底し、
海洋・地球環境の保全に努めます

株主の皆様へ		1	
定時株主総会招集ご通知		3	招集ご通知
株主総会参考書類		7	株主総会参考書類
提供書面	事業報告	29	事業報告
	連結貸借対照表	47	連結計算書類
	連結損益計算書	48	
	貸借対照表	49	計算書類
	損益計算書	50	
	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	51	監査報告
	計算書類に係る会計監査人の監査報告	52	
	監査役会の監査報告	53	

円を計画しております。この利益計画に基づき、次期の年間配当は1株当たり2円（うち中間配当1円）を予定しております。

当社は、平成29年4月にスタートする新経営計画「ローリングプラン2017」を策定しました。従来の3年毎の中期経営計画とは異なり、長期的視野に立って「商船三井グループが競争力No.1の事業の集合体となること」を10年後の「ありたい姿」と定め、その実現に向けた方向性を示しました。安定利益を重視しつつ、競争優位にある事業分野への選択と集中を更に進めるとともに、環境・エミッションフリー事業など当社グループの知見・ノウハウを生かせる新たな事業への参画を図り、ビジネスポートフォリオの変革を進めます。また、海技力強化、ICT利活用、技術開発等を通じた他社との差別化、競争基盤の確立や、その担い手となる役職員が生き生きと働ける企業風土を構築し、人的競争力No.1を目指す働き方改革にも取り組みます。

定期コンテナ船事業については、平成28年10月の日本郵船株式会社、川崎汽船株式会社との統合合意に基づき、平成30年4月の統合新会社による円滑な営業開始に向け協議・準備を進めるとともに、統合新会社の収益基盤確立のためにも、同事業の損益の回復に努めます。

一方、安全運航とコンプライアンスの徹底、トータルリスクコントロールの強化、及びグループ一体となった営業力強化を引き続き推進してまいります。株主の皆様には引き続き一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 9104
平成29年6月1日

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

株式会社商船三井

代表取締役 池田潤一郎
社長執行役員

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

議 決 権 行 使 に つ い て の ご 案 内

当日ご出席の場合 ●

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

✉ 株主総会開催日時：平成29年6月27日（火曜日）午前10時

当日ご欠席の場合 ●



郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

✉ 行使期限：平成29年6月26日（月曜日）午後5時到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォンから議決権行使専用ウェブサイト <http://www.web54.net> ウェブ行使 にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類または議決権行使専用ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

✉ 行使期限：平成29年6月26日（月曜日）午後5時入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については5、6ページをご参照ください。

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名に代理人として株主総会にご出席いただき、議決権を行使することが可能です。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

1. 日 時	平成29年6月27日 (火曜日) 午前10時
2. 場 所	東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール (末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3. 株主総会の 目的事項	▶ 報告事項 - 平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 - 平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)に係る計算書類の内容報告の件 ▶ 決議事項 - 第1号議案 株式併合の件 - 第2号議案 定款一部変更の件 - 第3号議案 取締役9名選任の件 - 第4号議案 監査役1名選任の件 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 - 第6号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載事項のほか、上記のインターネット開示事項も含まれています。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(下記)に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<http://www.mol.co.jp/ir/stock/gms/index.html>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.web54.net>)にアクセスし、画面の案内に従ってご利用くださいますようお願い申し上げます。携帯電話を端末として用いたインターネットでは、本サイトはご利用いただけませんのでご了承ください。



ウ ェ ブ 行 使
<http://www.web54.net>

QRコード[®]読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記QRコード[®]を利用してアクセスすることも可能です。



議決権行使サイトにアクセスする際は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。

議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネットによって複数回数またはパソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社CJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関する
操作方法がご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル



0120(652)031
(受付時間 9:00～21:00)



「スマート招集」サービスを導入開始しました。

当社では、株主様とのコミュニケーションの更なる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、スマートフォン・タブレット・パソコンでご覧いただける「スマート招集」を導入しました。

下記のURLまたはQRコード[®]よりアクセスいただきご参照ください。

<http://p.sokai.jp/9104/>

スマートフォン・タブレット・パソコンからでも
招集通知をご覧いただけます。



「スマート招集」の特徴

- ① 「いつでも・どこでも」スマートフォンから
招集通知を閲覧可能
スマートフォンから「いつでも・どこでも」招集通知にアクセス可能。株主の皆様の閲覧の利便性を向上しました。
- ② 招集通知の内容を「わかりやすく・読みやすく」
コンパクトにビジュアル化
スマートフォン専用画面で招集通知の内容をコンパクトに抜粋・ビジュアル化。株主の皆様に招集通知の要点をわかりやすくお伝えします。
- ③ スマートフォンで議決権行使が可能
スマートフォンから「いつでも・どこでも」議決権行使が可能。株主の皆様の議決権行使が容易になりました。

「スマート招集」のイメージ図



本サービスは、株主様の利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案

株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所において、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、本年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。これにあたり、単元株式数の変更後も、株主様の権利への影響を最小限とするため、当社株式について10株を1株にする併合（以下「株式併合」といいます）を実施するものです。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

当社の株式10株につき1株の割合で併合いたします。

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数株式が生じた株主様に対して、端数株式に応じて分配いたします。

(3) 併合の効力発生日

平成29年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

3億1千5百40万株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他の手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

株式併合及び単元株式数の変更に関しましては、25ページから28ページにご説明資料を掲載していますので、そちらもご参照ください。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の目的

- (1) 事業内容の明確化を図るために、新経営計画「ローリングプラン2017」において、新規事業として掲げている環境・エミッションフリー事業等を、現行定款第2条の会社の目的に加えるものです。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」に記載のとおり、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、発行可能株式総数を変更するものです。
- ①発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条に規定される発行可能株式総数を31億5千4百万株から、3億1千5百40万株に変更するものです。
- ②現行定款第8条に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。
- ③現行定款第6条及び第8条の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずるものとし、附則に所要の規定を設けるものです。
- (3) 地震等の自然災害や不測の事故に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第14条を削除するものです。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略) (新設) (12) 船舶ならびに輸送用および荷役搬送用機器の売買、賃貸借、リースおよび仲介 (新設) (13)～(19) (条文省略) (新設) (新設) (20)～(21) (条文省略)	第2条 (現行どおり) (1)～(11) (現行どおり) (12) 海技者育成のための学校の経営に関する事業 (13) 船舶ならびに各種機械機器の売買、賃貸借、リース、仲介、工事の設計、施工および監理 (14) 天然ガスその他燃料の売買 (15)～(21) (現行どおり) (22) 再生可能エネルギーの利用・取引に関する事業 (23) 温室効果ガス排出権の売買、デリバティブ取引、ならびにそれらの仲介に関する事業 (24)～(25) (現行どおり)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>31億5千4百万株</u> とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3億1千5百40万株</u> とする。
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 (削除)
第14条 総会は、本店所在地のほか東京都千代田区または港区において開催することができる。	第14条～第36条 (現行どおり) 附則 本定款第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月27日開催の定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。
第15条～第37条 (条文省略) (新設)	

第3号議案

取締役9名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位・担当	
1	むとうこういち 武藤光一	代表取締役 会長執行役員	再任
2	いけだじゅんいちろう 池田潤一郎	代表取締役 社長執行役員	再任
3	たなべまさひろ 田邊昌宏	代表取締役 副社長執行役員 全般社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー、製品輸送営業本部長、 定航部管掌／港湾・ロジスティクス事業部管掌／新規事業・グループ経営推 進部管掌、内部監査室／総務部	再任
4	たかはし 高橋静夫	取締役 専務執行役員 チーフインフォメーションオフィサー、安全運航本部 副本部長、秘書室／経 営企画部／スマートシッピング推進室／商船三井システムズ株式会社	再任
5	はしもと 橋本剛	取締役 専務執行役員 エネルギー輸送営業本部長、石炭船舶管掌／LNG船舶管掌、エネルギー営業 戦略室／燃料室／海洋事業部	再任
6	まるやま 丸山卓	常務執行役員 財務部／経理部／IR室	新任
7	まつしままさゆき 松島正之	取締役	再任 社外 独立
8	ふじいひでと 藤井秀人	取締役	再任 社外 独立
9	かつえつこ 勝悦子	取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所届出独立役員

選定方針とプロセス

取締役候補者の選定は、当社グループの企業価値向上に貢献できる豊富な経験と知見を有し、かつ、広い視野と先見性をもってグローバルに経営の意思決定が行える社内出身の取締役と、専門領域における豊富な経験と知見から客観的な視点をもって当社グループの企業価値向上に貢献できる複数の社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とし、指名諮問委員会の答申に基づいています。

候補者
番号

1

再任

所有する当社の株式の数

166,000株

※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

10年

※本総会終結時

現在の当社における地位

代表取締役
会長執行役員

取締役会への出席状況

11回 / 11回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和51年 4月	当社入社	平成22年 6月	当社代表取締役 社長執行役員
平成14年 6月	当社不定期船部長	平成27年 6月	当社代表取締役 会長執行役員 (現在に至る)
平成15年 1月	当社経営企画部長		
平成16年 6月	当社執行役員経営企画部長委嘱		
平成18年 6月	当社常務執行役員		
平成19年 6月	当社取締役 常務執行役員		
平成20年 6月	当社取締役 専務執行役員		

取締役候補者とした理由

武藤光一氏は、平成22年6月から平成27年6月まで代表取締役 社長執行役員として当社グループの経営をリードし、豊富な経験と実績を有しています。また、平成27年6月からは取締役会議長として、コーポレートガバナンスの強化等を推進しており、経営に関する高い見識と監督能力を有しています。今後も、全てのステークホルダーを意識し経営を監督するとともに、取締役会における経営上重要な意思決定機能の強化を図り、企業価値の向上に繋げるべく、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

むとう こういち
武藤 光一昭和28年9月26日生まれ
(満63歳)

※平成29年6月27日現在

候補者
番号

2

再任

所有する当社の株式の数

124,000株

※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

4年

※本総会終結時

現在の当社における地位

代表取締役
社長執行役員

取締役会への出席状況

11回 / 11回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和54年 4月	当社入社	平成27年 6月	当社代表取締役 社長執行役員 (現在に至る)
平成16年 6月	当社人事部長		
平成19年 6月	当社定航部長		
平成20年 6月	当社執行役員		
平成22年 6月	当社常務執行役員		
平成25年 6月	当社取締役 専務執行役員		

＜重要な兼職の状況＞

日本船主責任相互保険組合 代表理事・組合長

取締役候補者とした理由

池田潤一郎氏は、平成27年6月に代表取締役 社長執行役員に就任以降、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、当社グループの経営をリードしています。豊富な経験及び実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、「構造改革」の断行と「定期コンテナ船事業統合」を決断し、企業価値の向上に努めています。これら豊富な経験と実績等をもち、当社グループの経営推進とコーポレートガバナンスの強化を進めるため、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

いけだ じゅんいちろう
池田 潤一郎昭和31年7月16日生まれ
(満60歳)

※平成29年6月27日現在

候補者
番号

3

再任

た な べ ま さ ひ ろ
田邊 昌宏昭和32年3月11日生まれ
(満60歳)

※平成29年6月27日現在

所有する当社の株式の数

34,000株

※平成29年3月31日現在

現在の当社における地位

代表取締役
副社長執行役員

取締役在任年数

4年
※本総会終結時

取締役会への出席状況

11回 / 11回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和54年 4月 当社入社
平成15年 6月 当社ロジスティクス事業部長
平成20年 6月 当社執行役員 兼 MOL(Europe)
B.V. Managing Director
平成23年 6月 当社常務執行役員
平成25年 6月 当社取締役 常務執行役員
平成27年 6月 当社取締役 専務執行役員

平成29年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員
(現在に至る)

<担当>

全般社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー、製品輸送営業本部長、定航部管掌／港湾・ロジスティクス事業部管掌／新規事業・グループ経営推進部管掌、内部監査室／総務部

取締役候補者とした理由

田邊昌宏氏は、定航、港湾・ロジスティクス事業で豊富な経験と実績を有するほか、欧州での定航関連事業会社の統括責任者を務め、現在は製品輸送営業本部長として事業を統括し、また、経営管理に関する豊富な知見を活かし、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）も務めています。平成29年4月からは副社長執行役員として経営全般を担っており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

再任

た か は し し ゅ お
高橋 静夫昭和34年1月18日生まれ
(満58歳)

※平成29年6月27日現在

所有する当社の株式の数

81,000株

※平成29年3月31日現在

現在の当社における地位

取締役
専務執行役員

取締役在任年数

3年
※本総会終結時

取締役会への出席状況

11回 / 11回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和56年 4月 当社入社
平成18年 6月 当社経営企画部長
平成20年 6月 当社執行役員経営企画部長委嘱
平成22年 6月 当社執行役員
平成23年 6月 当社常務執行役員
平成26年 6月 当社取締役 常務執行役員
平成27年 6月 当社取締役 専務執行役員
(現在に至る)

<担当>

チーフインフォメーションオフィサー、安全運航本部 副本部長、秘書室／経営企画部／スマートシッピング推進室／商船三井システムズ株式会社

取締役候補者とした理由

高橋静夫氏は、経営企画及びLNG船事業での豊富な経験と実績をもとに、専務執行役員として当社グループの経営企画を担うとともに、チーフインフォメーションオフィサー（CIO）としてIT戦略を統括し、経営管理・運営に関する豊富な知見を有しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

再任

所有する当社の株式の数

70,000株

※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

2年

※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役
専務執行役員

取締役会への出席状況

11回 / 11回
(出席率100%)

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和57年 4月 当社入社
平成20年 6月 当社LNG船舶長
平成21年 6月 当社執行役員LNG船舶長委嘱
平成23年 6月 当社執行役員
平成24年 6月 当社常務執行役員
平成27年 6月 当社取締役 常務執行役員
平成28年 4月 当社取締役 専務執行役員
(現在に至る)

<担当>

エネルギー輸送営業本部長、石炭船舶管掌／
LNG船舶管掌、エネルギー営業戦略室／燃料室
／海洋事業部

取締役候補者とした理由

橋本剛氏は、LNG船及び海洋事業での豊富な経験とグローバルな事業展開に関する知見を有し、現在は専務執行役員としてエネルギー輸送営業本部を統括するなど、当社グループの事業経営に精通しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、引き続き選任をお願いするものです。

は し も と た け し
橋本 剛

昭和32年10月14日生まれ
(満59歳)

※平成29年6月27日現在

候補者
番号

6

新任

所有する当社の株式の数

20,000株

※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

一年

※本総会終結時

現在の当社における地位

常務執行役員

取締役会への出席状況

一回 / 一回

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和58年 4月 当社入社
平成22年 6月 当社財務部長
平成23年 6月 当社執行役員 財務部長
平成27年 6月 当社常務執行役員
(現在に至る)

<担当>

財務部／経理部／IR室

取締役候補者とした理由

丸山卓氏は、財務・IR部門において長年の経験と豊富な実績を有し、現在は常務執行役員としてグローバルに事業展開している当社グループ全体の財務戦略を統括しており、当社グループの企業価値向上を実現するため、取締役として適任と判断し、選任をお願いするものです。

ま る や ま た か し
丸山 卓

昭和34年4月10日生まれ
(満58歳)

※平成29年6月27日現在

候補者
番号

7

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数

20,000株

※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

6年

※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役

取締役会への出席状況

11回 / 11回
(出席率100%)まつしま まさゆき
松島 正之昭和20年6月15日生まれ
(満72歳)

※平成29年6月27日現在

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和43年 4月 日本銀行入行
平成 2年 4月 同行熊本支店長
平成 4年11月 同行ロンドン駐在参事
平成 8年 2月 同行調査統計局長
平成10年 6月 同行理事（国際関係担当）
平成14年 6月 ポストン コンサルティング グループ 上席顧問
平成17年 2月 クレディ・スイス証券株式会社
シニア・エグゼクティブ・アドバイザー
平成20年 6月 同社会長

平成23年 5月 ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー
平成23年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

三井不動産株式会社 社外取締役
日揮株式会社 社外取締役
株式会社エヌウィック 取締役会長
インテグラル株式会社 常勤顧問

社外取締役候補者としての理由

松島正之氏は、金融分野等における幅広い経験と見識をもとに、グローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、コーポレートガバナンスの維持・強化に貢献していただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいています。以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

8

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数

2,000株

※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

1年

※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役

取締役会への出席状況

9回 / 9回
(出席率100%)ふじい ひでと
藤井 秀人昭和22年12月13日生まれ
(満69歳)

※平成29年6月27日現在

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和46年 4月 大蔵省入省
平成15年 1月 財務省大臣官房長
平成16年 7月 同省主計局長
平成18年 7月 財務事務次官
平成19年10月 株式会社日本政策投資銀行 副総裁
平成20年10月 同行代表取締役副社長
(平成27年6月退任)

平成28年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

<重要な兼職の状況>

住友商事株式会社 顧問

社外取締役候補者としての理由

藤井秀人氏は、わが国の経済運営と政策金融に関わってこられた長年の豊富な経験と高い見識を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいています。以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者
番号

9

再任
社外
独立

所有する当社の株式の数

2,000株
※平成29年3月31日現在

取締役在任年数

1年
※本総会終結時

現在の当社における地位

取締役

取締役会への出席状況

9回 / 9回
(出席率100%)

かつ えつ こ
勝悦子



昭和30年4月3日生まれ
(満62歳)

※平成29年6月27日現在

略歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

昭和53年 4月	株式会社東京銀行（現：株式会社三菱東京UFJ銀行）入行	平成20年 4月	同大学 副学長（国際交流担当）
平成 4年12月	株式会社日本総合研究所調査部 シニア・エコノミスト	平成28年 6月	当社社外取締役（現在に至る）
平成 7年 4月	茨城大学人文学部社会科学科 助教授（国際金融論）	<重要な兼職の状況> 明治大学政治経済学部 教授 一般財団法人進学基準研究機構 理事 日米教育委員会 委員 国際大学協会 理事	
平成10年 4月	明治大学政治経済学部 助教授		
平成15年 4月	同大学 同学部 教授		

社外取締役候補者としての理由

勝悦子氏は、国際金融論の専門家としての知識と見識、大学経営に参画された経験、及びグローバル人材育成に対する取組みの経験と知見を有しています。これらの経験と知見を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から提言をいただくとともに、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たしていただいています。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいています。同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、以上のことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注1) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記の候補者のうち、松島正之氏、藤井秀人氏及び勝悦子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。各氏につきましては、上場証券取引所の定めに基づく独立役員の要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」（次ページ）における独立性の要件を満たしています。
- (注3) 松島正之氏、藤井秀人氏及び勝悦子氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者¹または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者

*1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう

- ② 当社の現在の主要株主²またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

*2 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう

- ③ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

- ④ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいて業務執行者であった者

- ⑤ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者

- ⑥ 当社グループを主要な取引先とする者³、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い（但し、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く）を、当社グループから受けた者

- ⑦ 当社グループの主要な取引先である者⁴、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*4 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

- ⑧ 当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

- ⑨ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁵を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*5 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう）

- ⑩ 当社グループから一定額を超える寄付または助成⁶を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）、または過去3年間ににおいてそれらに該当していた者

*6 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう

- ⑪ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者⁷に限る）の近親者等⁸

*7 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

*8 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

- ⑫ その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

第4号議案

監査役1名選任の件

現任の監査役 太田威彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

じつ けん じ
実 謙 二

昭和35年9月24日生まれ
(満56歳)

※平成29年6月27日現在

新任

所有する当社の株式の数

7,000株

※平成29年3月31日現在

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

昭和59年 4月 当社入社
平成21年 6月 当社経営企画部 CSR・環境室長
平成25年 6月 当社IR室長
平成27年 6月 当社経理部長（現在に至る）

監査役候補者とした理由

実謙二氏は、経営企画・経理・IR部門での長年の経験から、ESG及び会計に精通し、また、当社グループの事業全体に関する広範な知見も有しており、客観的かつ公正な立場から職務を適切に遂行できると判断し、監査役として選任をお願いするものです。

（注）実謙二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法定の監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

せ き い さ お
関 功



昭和21年8月10日生まれ
(満70歳)

※平成29年6月27日現在

社 外

独 立

所有する当社の株式の数

一株

※平成29年3月31日現在

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

昭和44年 8月 監査法人千代田事務所入所
平成18年 6月 至誠監査法人入所 代表社員就任
平成25年 1月 税理士法人関会計事務所開設
代表社員就任
(ブルーデンス税理士法人へ改名し現在に至る)

<重要な兼職の状況>

ブルーデンス税理士法人 代表社員

補欠監査役候補者とした理由

関功氏は、公認会計士としての長年の経験と会計に関する幅広い知識を有し、監査役に就任された場合にこれらの経験・知識を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、補欠監査役として選任をお願いするものです。同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しています。

- (注1) 関功氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 関功氏は、社外監査役の補欠として選任するものです。なお、同氏は、上場証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」(15ページ)における独立性の要件を満たしています。
- (注3) 関功氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結する予定です。

執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し ストックオプションとして新株予約権を発行する件

平成29年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものです。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

当社の連結業績と株主利益向上に対する意欲や士気の高揚を目的とし、当社の取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものです。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の数の上限

下述(3)に定める内容の新株予約権1,500個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,500,000株を上限とし、下述(3)①により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は1,000株とする。

但し、本総会における決議の日（以下「決議日」という）後、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整する。

また、決議日後、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
平成31年6月28日から平成39年6月25日までの期間内で、取締役会において決定する。
- ④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- ⑦ 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対

象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(ア) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(イ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(ウ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

(エ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に(ウ)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(オ) 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(カ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

(キ) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(ク) 新株予約権の取得条項

上記⑥に準じて決定する。

⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨ 新株予約権の行使条件

(ア) 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。

(イ) 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

(注) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

(ウ) その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

以 上

【ご参考】コーポレートガバナンスに関する取組み

■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ企業理念と長期ビジョン、経営計画に基づき、持続的な成長と中長期的なグループ企業価値の最大化を図るため、①複数名の社外取締役を選任する（本年度は社外取締役3名の選任議案を上程しています）、②取締役会の諮問機関として、それらの社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③本年度から東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社独自の独立性判断基準を新たに策定するなど、コーポレートガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組んでいます。

海運事業の事業環境やリスクの態様は目まぐるしく変化するため、当社の経営にあたっては事業環境を正しく把握し、常にリスクに向き合い、攻守のバランスをとりながら経営資源を有効に活用するという高度な舵取りが求められます。多様なステークホルダーの意見やその他各種社会的要請も認識しながら、経営の透明性・公正性を確保しつつ、適切なリスク管理の下、迅速・果断に意思決定を行うことにより、持続的な成長を継続し、企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの要諦であると考えています。

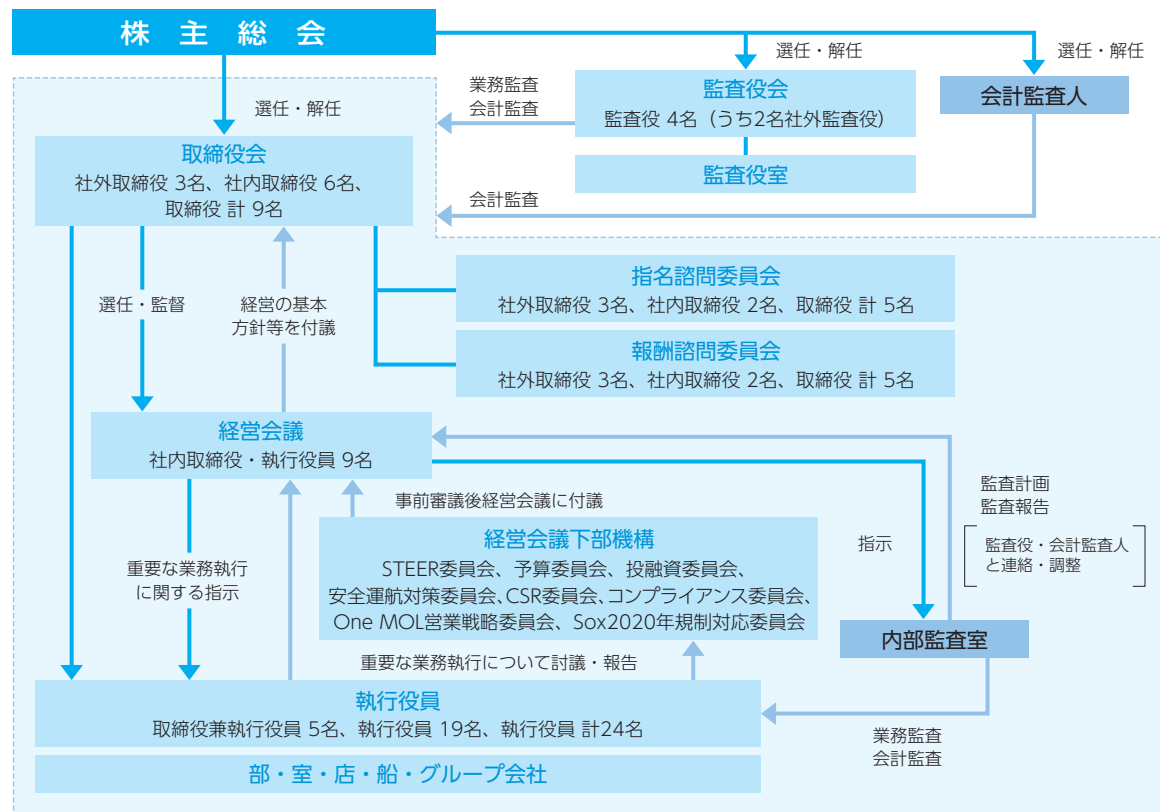
■当社のコーポレートガバナンス体制

当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務しています）相互の監督・牽制はもちろん、取締役会を業務執行を行う社内取締役と業務執行を行わず監督機能に特化した役割を果たす社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性・妥当性・効率性を実現することが当社の機関設計として適切であると考えています。このような考え方の下、当社は会社法が定める監査役会設置会社としています。

取締役会は、その決議により、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針（平成29年4月28日に改定しています）を定めています。社長を経営の最高責任者とする当社グループの役職員は、取締役会の監督と監査役会の監査に服しつつ、取締役会が定めた経営方針と上記基本方針に従い、業務執行を行っています（業務執行体制については、後述する内容をご参照ください）。

また、コーポレートガバナンスの真価は、上記のように構築された枠組み・組織の存在そのものによってもたらされるものではなく、係る枠組みが実際に以下のような形で適正かつ効率的に機能しているかによって問われるものと当社は考えます。

〈コーポレートガバナンス体制の概要図〉 (平成29年4月1日現在)



■取締役会

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決議を行っています。

取締役会は、社内取締役6名と当社と利害関係のない社外取締役3名より構成されています。社外取締役は、各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について当社と利害関係のない独立した立場でのチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしています。社外取締役に対しては、取締役会議案を事前に説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行うなどサポート体制を整えています。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマについて社外取締役、社外監査役を交えて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を行っています。

「戦略・ビジョン討議」とは

商船三井の「戦略・ビジョン討議」

当社では、3時間の取締役会のうち1時間を「戦略・ビジョン討議」に充て、経営戦略や長期ビジョン、或いは経営全般に関わるテーマを取り上げ、社外取締役・社外監査役を交えて自由な意見交換を行っています。

平成28年度「戦略・ビジョン討議」議題一覧

	議 題
4月	自動車船部の戦略
9月	次期中期経営計画策定に向けて
1月	次期経営計画骨子案
2月	次期経営計画骨子案（続）



取締役会の討議の様子

■指名諮問委員会・報酬諮問委員会

取締役会の下に任意の組織として指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しています。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、いずれも社外取締役を委員長として、社外取締役全員・会長・社長が委員となり、社外取締役が過半数を占める形で委員会を構成しています。指名諮問委員会は取締役・執行役員の選任について、報酬諮問委員会は長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬の在り方について、それぞれ「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討を行っています。取締役会は諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしています。

■実効性評価

取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、自己アンケート、及びアンケート結果に基づく取締役会での討議により、その実効性評価についての評価・分析を毎年実施し、評価・分析の結果を以後の取締役会運営の改善につなげています。

当社は、実効性評価をより有益なものとするため、毎年度、当該年度の実態に即した項目の検討など評価項目の見直しを行い、充実を図っています。平成28年度においても、評価項目を大幅に追加し、内容をより充実したものにしています。

■業務執行体制

業務執行については、当社は平成12年より執行役員制度を導入しています。取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員は、取締役会で決定された経営の基本方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議（議長：社長）は、取締役会が決定した基本方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議機関として機能しています。経営会議の下部機構として、8つの委員会を設置しており、それぞれの委員会のメンバーに加え、案件毎に関係する役員・部長が出席し、経営会議に付議される重要案件や部門を跨る案件などの検討・審議を行っています。

■監査体制

監査役会は、常勤監査役2名と当社と利害関係のない社外監査役2名より構成されています。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査計画の策定、監査結果の報告・共有等を行っており、取締役会には全監査役が、経営会議及び各委員会には常勤監査役が出席し、審議・意思決定過程における監査を実施しています。会計監査は、当社と監査契約を締結しているあずさ監査法人が監査を実施しています。さらに、監査役及び会計監査人に加え、経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を設置しており、監査役及び会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っています。



監査役会の討議の様子

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合は、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式とするものです。

また、単元株式数とは、株主総会において議決権の行使の単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。

今般、当社では10株を1株とする株式併合と1,000株から100株への単元株式数の変更を予定しています。

Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、株主様の権利への影響を最小限とするため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数株式がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発行前		効力発行後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	4,000株	4個	400株	4個	なし
②	2,500株	2個	250株	2個	なし
③	1,885株	1個	188株	1個	0.5株
④	662株	なし	66株	なし	0.2株
⑤	6株	なし	0株	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払いいたします。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し又は買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記^(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 4. 資産価値には影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有の株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 5. 最低投資金額への影響はありますか。

A 5. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考) 平成29年3月31日の終値(350円)を元にした試算

併合前 350円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 350,000円(最低投資金額)

併合後 3,500円(株価) × 100株(単元株式数) = 350,000円(最低投資金額)

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。

A 6. 株主様のご所有の株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。但し、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いすることとなります。

Q 7. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 7. 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は株主としての地位を失うこととなります。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記^(※)の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. この機会に単元未満株式の処分をしたいのですが。

A 9. 単元未満株式の買取り（1単元に満たない株式を当社が買い取る）のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けています。現在の単元株式数（1,000株）での買取ご請求は平成29年9月25日（月）まで、新しい単元株式数（100株）での買取ご請求は効力発生以降となります。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は後記^(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。（単元未満株式は市場での売買ができませんのでご注意ください）

Q10. 株式の売買停止期間はありますか。

A 10. 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は平成29年9月26日（火）までとなります。平成29年9月27日（水）から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日（水）より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q11. 株主優待券に影響はありますか。

A 11. 影響はございません。株式併合に併せて、基準となるご所有株式数は以下のとおり変更となります。

ご優待枚数	ご所有株式数（効力発行後）	ご所有株式数（効力発行前）
2枚	100株～499株	1,000株～4,999株
4枚	500株～999株	5,000株～9,999株
6枚	1,000株以上	10,000株以上

Q12. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 12. 次のとおり予定しています。

平成29年 6月27日（火）	定時株主総会開催日
平成29年 9月15日（金）	株式併合公告日
平成29年 9月26日（火）	現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
平成29年 9月27日（水）	変更後の単元株式数（100株）での売買開始日
平成29年10月 1日（日）	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

※ 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

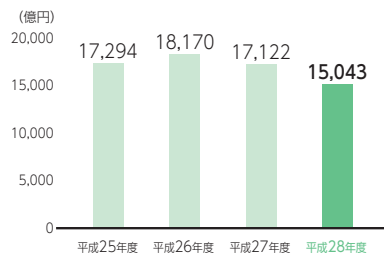
当期における世界経済は、米国や中国等を中心に、概ね昨年後半より勢いを増す傾向となりました。米国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に改善傾向が続く個人消費に牽引され、拡大基調を維持しました。欧州経済は、底堅く推移する個人消費に支えられ、緩やかながら安定的な成長が続きました。中国経済は、底堅い個人消費を背景に減速傾向が一服していましたが、今年に入り加速し始めた固定資産投資等にも支えられ、期後半からは回復に転じました。わが国では、景気回復の足踏み状態が続きましたが、足下では伸び悩んでいた個人消費等で持ち直しの兆しも見えてきました。

海運市況のうち、ドライバルク船市況は、西豪州の主要荷主による集中的な船腹手配や中国の石炭輸入量増加等を背景に前期第4四半期の記録的低水準を脱しました。その後は上値の重い展開が続きましたが、秋口以降、ブラジル主要港からの堅調な鉄鉱石出荷や北米産穀物の出荷増加等を追い風に再度上昇に転じ、概ね回復基調を維持しました。原油船市況は、船腹供給が増加する中、季節的な需要の変動や西アフリカ産油国の政情等により期中で大きく変動しました。通期平均では、高騰した前期を下回ったものの、堅調でした。コンテナ船については、北米、欧州、南米の各航路において需給環境の改善を背景にスポット運賃市況の回復が見られましたが、前期の市況低迷の影響を受ける形で北米航路を中心とした年間契約運賃が期初に大幅に下落したこと等により、厳しい事業環境が続きました。

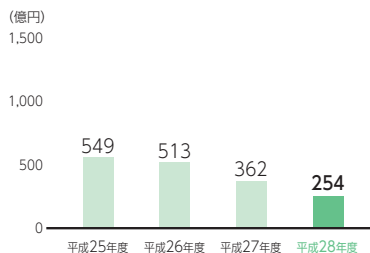
当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥12.05/US\$円高の¥108.57/US\$となりました。また、当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US\$19/MT上昇しUS\$284/MTとなりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、売上高1兆5,043億円、営業利益25億円、経常利益254億円、親会社株主に帰属する当期純利益は52億円となりました。

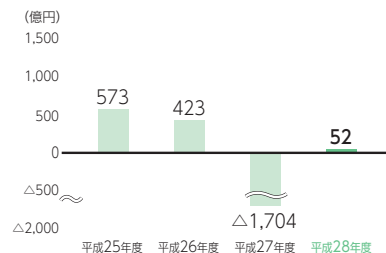
■ 売上高



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)



(2)財産及び損益の状況

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高	1,729,452百万円	1,817,069百万円	1,712,222百万円	1,504,373百万円
経常利益	54,985百万円	51,330百万円	36,267百万円	25,426百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	57,393百万円	42,356百万円	△170,447百万円	5,257百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	47円99銭	35円42銭	△142円50銭	4円40銭
総資産	2,364,695百万円	2,624,049百万円	2,219,587百万円	2,217,528百万円
純資産	783,549百万円	892,435百万円	646,924百万円	683,621百万円
ROE (自己資本利益率)	9.5%	5.8%	△25.8%	0.9%
ROA (総資本利益率)	2.4%	2.1%	1.5%	1.1%
自己資本比率	28.7%	29.8%	24.4%	25.8%
ネット・ギアリング・レシオ * (有利子負債－現金・現金同等物) ÷ 自己資本	135%	135%	164%	164%

(注) 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)、総資産、純資産の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(3)各事業別の概況

不定期専用船事業

[主な事業内容]

ドライバルク船、油送船、海洋事業・LNG船、自動車専用船等の不定期専用船の保有・運航。

[平成28年度（2016年度）の概況]

●ドライバルク船部門

- ▶ドライバルク船市況は期初に記録的低水準を脱し、ブラジル鉄鉱石の堅調な出荷、中国の石炭輸入増加等により回復基調となった。第4四半期も南米積穀物の出荷増やFFA（運賃先物取引）の上昇が牽引し、比較的堅調に推移。
- ▶市況はなお回復の途上にあるも、前期比で損益は大幅に改善し、当期において黒字を計上。

●油送船・LNG船・海洋事業部門

- ▶原油船市況は、新造船竣工やナイジェリア内乱等による需給悪化で7月以降低迷するも、同国からの出荷再開や冬場の需要期もあり改善。通期では、市況が高騰した前期を下回るものの、堅調な水準を維持。

- ▶石油製品船市況は、新造船の竣工が続く中、植物油等、全体的な荷動きの低迷に伴い、通期平均で前期の水準を下回った。LPG船市況も前期と比べ低調に推移。
- ▶油送船部門全体では、前期比で大幅な減益となるも、当期において黒字を計上。
- ▶LNG船部門は、長期契約からの安定収益を確保する中、新規就航船の稼働開始もあり、前期比で増益。
- ▶海洋事業部門は、新規開始の1基を含むFPSOの順調な稼働により、前期比で増益。

●自動車船部門

- ▶完成車の荷動きは米国及び欧州向けが堅調に推移したものの、資源価格下落等を背景に経済不振が続く資源国・新興国向けは低迷。
- ▶前期比で大幅な減益。



鉱石船「神山丸」



VLCC「CHOKAISAN」



LNG船「PAPUA」

[主な取組み]

●ドライバルク船部門

- ▶ ケープサイズバルカーのスポット運航船の縮小、中小型バルカーに関するビジネスモデルの抜本的な見直し・船隊規模の適正化を根幹とする構造改革の遂行。
- ▶ 環境対策を施した新造船の竣工。

●油送船・LNG船・海洋事業部門

- ▶ 海外顧客向け原油船の新規定期傭船契約の獲得、プール運航による運航効率の改善、市況エクスポージャーの縮減、世界初のメタノール燃料船の竣工。(油送船部門)
- ▶ 世界初の大型エタン専用船の竣工。(LNG船部門)
- ▶ サブシー支援船事業・洋上風力発電設備設置船事業への参画。(海洋事業部門)

●自動車船部門

- ▶ 老齢船の減船、グループ会社間の本船・貨物・スペース融通等によるトレードパターンの変化に対応した運航効率の改善。



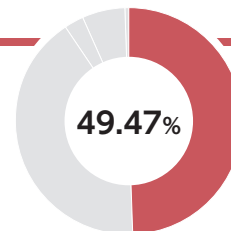
自動車船「ONYX ACE」



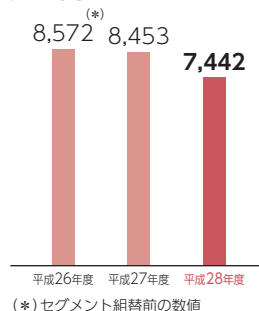
サブシー支援船「SKANDI SANTOS」

FPSO「CIDADE DE CARAGUATATUBA MV27」
(写真提供：三井海洋開発)

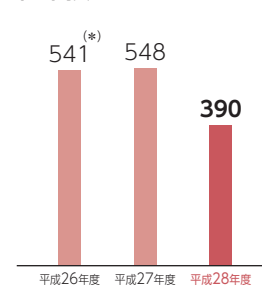
事業別売上高構成比



売上高 (単位：億円)



経常損益 (単位：億円)



コンテナ船事業

[主な事業内容]

コンテナ船の保有・運航、コンテナターミナルの運営、並びに航空・海上フォワーディング、陸上輸送、倉庫保管、重量物輸送等の「トータル・物流ソリューション」の提供。

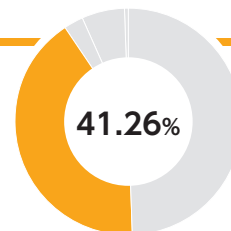
[平成28年度（2016年度）の概況]

- ▶ 北米航路のスポット運賃市況は、第1四半期に記録的な安値水準まで下落したものの、アジア出し荷動きが過去最高のペースで堅調に推移し、第2四半期以降概ね上昇基調を維持。
- ▶ 欧州航路のスポット運賃市況は、一時的な調整局面もあったが、期を通じて堅調なアジア出し荷動きに支えられ、上昇基調をたどった。
- ▶ 南米航路においては、第1四半期よりスポット運賃は大きく上昇し、年間を通じて概ね高水準で推移したが、アジア域内航路では荷動きが伸び悩み、市況は低迷。
- ▶ 年間契約運賃は、前期のスポット運賃市況低迷の影響を受け、北米航路を中心に多くの航路で期初に大幅下落。期を通じての重荷となった。
- ▶ コンテナ船事業全体では、第3四半期以降は前年同期比で損益改善するも、通期では損失がやや拡大。

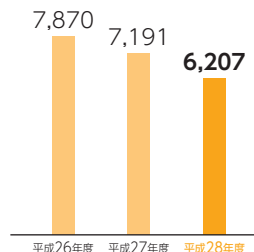
[主な取組み]

- ▶ 邦船3社による定期コンテナ船事業統合会社を設立し、平成30年4月よりサービス提供開始することを発表。
- ▶ 東西航路のアライアンスを再編。既存の「G6アライアンス」を解消し、平成29年4月より新たな5社による「ザ・アライアンス」にてサービスを提供開始。また、各種航路における合理化策も実施。

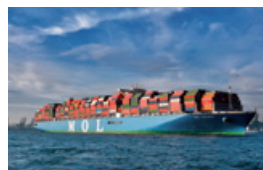
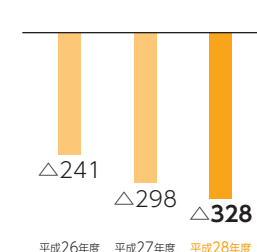
事業別売上高構成比



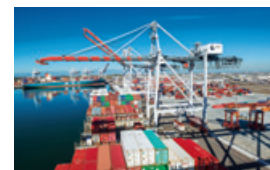
売上高（単位：億円）



経常損益（単位：億円）



コンテナ船「MOL TRIUMPH」



TraPac ロサンゼルス ターミナル（米国）

- ▶ イールドマネージメント機能を継続して強化し、空コンテナ輸送費等の削減を実施。
- ▶ ターミナル事業において、ロサンゼルス自営ターミナルの自動化荷役エリアの整備を進めるとともに神戸港及びオークランド港の自営ターミナル用地を大規模に拡張。
- ▶ ロジスティクス事業において、インド、ケニア、ミャンマーに新たに拠点を設営し、マレーシアの有力物流会社への資本参加を行う等、新興国における営業基盤の整備を実施。

フェリー・内航RORO船事業

[主な事業内容]

主として太平洋沿海及び瀬戸内海でのフェリーの運航による、旅客並びに貨物輸送。

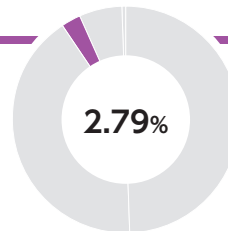
[平成28年度（2016年度）の概況]

- ▶トラックドライバーの不足や高齢化、労務管理の強化を背景に、トラックでの長距離輸送をフェリー輸送へ切り替えるモーダルシフトの流れが更に加速し、荷動きは堅調に推移。
- ▶旅客については熊本地震の影響を受けた航路も一部あったものの、燃料油価格の低下にも支えられ、フェリー・内航RORO船事業全体では前期と同水準の利益を確保。

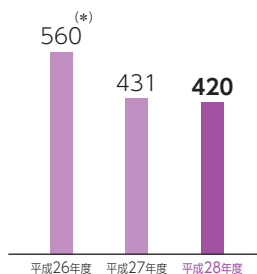
[主な取組み]

- ▶平成29～30年度の新造フェリー（4隻）就航へ向けたプロモーション強化。
- ▶ICTを活用した旅客マーケティング推進。

事業別売上高構成比

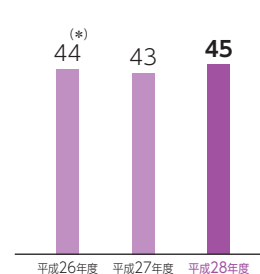


売上高 (単位：億円)



(*) セグメント組替前の数値

経常損益 (単位：億円)



フェリー「さんふらわあ ふらの」
(平成29年5月就航)

関連事業

[主な事業内容]

不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業（燃料・船用資材・機械販売等）、建設業、人材派遣業等。

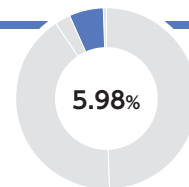
[平成28年度（2016年度）の概況]

- ▶客船事業は、にっぽん丸の好調な集客により前期比で増益。
- ▶不動産事業は、首都圏を中心に堅調な賃貸オフィスマーケットに支えられ、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル(株)の売上が増加したこと等により、前期比で増益。
- ▶その他曳船や商社等の業績も総じて堅調に推移。
- ▶関連事業セグメント全体は前期比で増益。

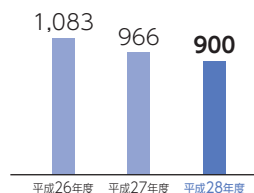
[主な取組み]

- ▶客船事業において、三井不動産(株)との共同企画による「瀬戸内国際芸術祭鑑賞クルーズ」を催行。
- ▶商社事業において、省エネ商材（PBCF：プロペラ効率改善装置）の販売促進を実施。

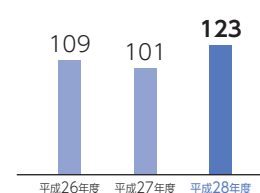
事業別売上高構成比



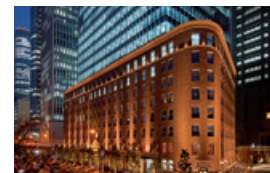
売上高（単位：億円）



経常損益（単位：億円）



客船「にっぽん丸」



ダイビル本館

その他

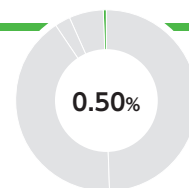
[主な事業内容]

船舶管理業、金融業、造船業、情報サービス業、経理代行業、海事コンサルティング業等。

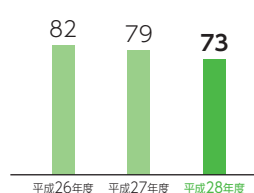
[平成28年度（2016年度）の概況]

- ▶主として当社グループのコストセンターであるその他の事業は、前期比で減益。

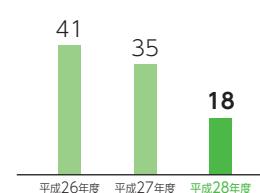
事業別売上高構成比



売上高（単位：億円）



経常損益（単位：億円）



(4)資金調達等の状況

①資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金や金融機関からの借入金で手当てしました。

②設備投資の状況

当期中に実施した企業集団の設備投資の総額は、約1,417億円であり、その主なものは船舶です。

セグメントの名称	設備投資額
不 定 期 専 用 船 事 業	87,182 百万円
コ ン テ ナ 船 事 業	28,307
フェリー・内航RORO船事業	20,229
関 連 事 業	4,937
そ の 他	180
調 整 額	955
計	141,793

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

(注2) 調整額には、特定のセグメントに帰属しない全社資産を含みます。

なお、不定期専用船及びコンテナ船24隻の売却を行いました。

船舶の売却

セグメントの名称	隻数	重量トン	帳簿価額
不 定 期 専 用 船 事 業	19	2,679 千重量トン	42,567 百万円
コ ン テ ナ 船 事 業	5	275	7,190
計	24	2,954	49,757

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

(5)会社の経営戦略と対処すべき課題

新経営計画

ローリングプラン 2017

当社は平成28年度に単年度経営計画を策定し、構造改革の完遂、今後の成長戦略の基盤構築に取り組みました。その結果、当期連結経常収支の黒字化を達成しました。構造改革で実現した船隊のコスト競争力を基盤とし、今年度以降の収益積上げを図るため、当社は今年度から始まる新しい経営計画として「ローリングプラン2017」を策定しました。

新経営計画「ローリングプラン2017」策定に当たっては、経営環境の変化が著しい状況下、商船三井グループの10年後の在りたい姿と中長期的な経営の方向性を定め、それに基づき3か年及び長期的な事業戦略を策定する形を取りました。リソース配分について選択と集中を行い、財務体質の改善とともに事業ポートフォリオの変革を図っていきます。

1. 商船三井グループの10年後の在りたい姿

- 世界中で「お客様にとって使い勝手がよくストレスフリーなサービス」を提供し、「いつもお客様の傍にいる強くしなやかな存在」をめざす。
- 環境・エミッションフリー事業をコア事業のひとつに育てる。
- 相対的に強い事業の選択と集中を行い、「競争力No.1事業の集合体」になる。

2. 在りたい姿達成のための戦略

(1) 投資・事業戦略

- ・当面新規事業を優先度の高い案件に絞り、投資と財務規律の両立を図る。
- ・海運事業においては、安定利益が見込める事業分野に絞った効果的な経営資源の投入を行う。
- ・ロジスティクス事業、フェリー事業、海洋事業等の海運関連部門では、成長の見込める事業分野の拡大・強化を目指す。

(2) 環境・エミッションフリー事業への取り組み

環境規制の強化、環境意識の高まりを背景に、外航海運が排出する温室効果ガスのオフセットを図りつつ、成長する再生可能エネルギー事業での収益確保のため、環境・エミッションフリー事業を推進・育成する。

(3) 働き方改革の推進

役職員が生き生きと働ける企業風土で人的競争力No.1の企業グループを目指し、技術とビジネスモデルのイノベーションを実現する。

(4) 海技力強化、ICT戦略推進、技術開発に向けた取組み

「海技力強化」 海技力を生かしたサービス提供

「ICT戦略推進」 洋上の見える化（安全運航と最適運航）と顧客への付加価値提供

「技術開発」 “船舶維新NEXT” プロジェクト推進（高度安全運航支援技術・環境負荷低減技術）

3. 中長期的利益水準・財務指標

	中期的にイメージする水準	2027年目標
経常利益	800 ～ 1,000億円	1,500 ～ 2,000億円
ROE	8 ～ 12%	－
ギアリングレシオ	2.0倍以下	1.0倍

対処すべき課題

平成28年10月に合意した日本郵船株式会社、川崎汽船株式会社との定期コンテナ船事業統合については、平成30年4月の統合新会社による円滑な営業開始に向け協議・準備を進め、統合によるシナジー効果が早期に発揮されるよう取り組みます。あわせて、統合新会社の収益基盤確立のためにも、同事業の損益回復に努めます。また、当社グループにおいては、定期コンテナ船事業統合後を見据えた国内外拠点網の再構築をはじめ、統合後の当社グループの営業基盤強化に向けた取組みを着実に進めます。

なお、当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。このような事態を厳粛に受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンスと再発防止に引き続き取り組んでまいります。

(6)主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

世界的な規模において不定期船、各種専用船、油送船、LNG船及びコンテナ船による海上貨物運送を行い、運賃、貸船料、運航手数料等を収受する海運業、海洋事業、倉庫業及び不動産賃貸業など。

(7)主要な拠点等（平成29年3月31日現在）

①当社

本店・本社（東京都）
名古屋支店（愛知県）、関西支店（大阪府）、九州支店（福岡県）、広島事務所（広島県）、
北京駐在員事務所（中国）

②子会社

- 国内の主要拠点
東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県
- 海外の主要拠点
米国、カナダ、メキシコ、パナマ、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイ、英国、ドイツ、
オランダ、ベルギー、ポーランド、チェコ、トルコ、エジプト、コートジボワール、
ガーナ、ナイジェリア、南アフリカ、中国、韓国、台湾、フィリピン、ベトナム、
カンボジア、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インド、パキスタン、タイ、
ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド

(8)企業集団の船腹量（平成29年3月31日現在）

区 分	不定期専用船事業				コンテナ船事業		フェリー・ 内航RORO船事業		関 連 事 業		そ の 他		合 計	
	ドライバルク船(*) 自 動 車 船		油 送 船 L N G 船		コンテナ船		フェリー・ 内航RORO船		客 船		そ の 他			
	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン	隻数	重量トン
保 有 船	121	千重量トン 6,572	100	千重量トン 12,460	13	千重量トン 1,034	11	千重量トン 59	1	千重量トン 5	0	千重量トン 0	246	千重量トン 20,130
傭 船	364	26,232	93	4,455	78	5,913	3	19	0	0	2	13	540	36,632
運航受託船	1	1	3	190	0	0	0	0	0	0	0	0	4	191
計	486	32,804	196	17,105	91	6,947	14	78	1	5	2	13	790	56,952

(*) 内航ばら積み船を含む

(9)従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
不定期専用船事業	1,369(148) 名
コンテナ船事業	5,808(378)
フェリー・内航RORO船事業	845(73)
関連事業	2,075(1,510)
その他	369(65)
全社(共通)	328(61)
計	10,794(2,235)
前期末	10,500(2,181)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当期の平均人数を外数で記載しています。

(注2) 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
陸上 670 名	28 名	39.5 歳	15.9 年
海上 296	13	31.8	10.5
計 966	41	37.1	14.2

(注1) 陸上従業員数には、社外出向者380名、嘱託他210名を含んでいません。

(注2) 海上従業員数には、社外出向者4名、嘱託他40名を含んでいません。

(10)重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ダイビル株式会社	12,227 ^{百万円}	* 51.06 %	不動産業
株式会社宇徳	2,155	* 67.42	港湾運送業
商船三井客船株式会社	100	100.00	海運業
商船三井近海株式会社	660	100.00	海運業
商船三井テクノトレード株式会社	490	100.00	燃料油、船用資材、機械販売業
商船三井ロジスティクス株式会社	756	75.06	航空運送代理店業等
株式会社フェリーさんふらわあ	100	99.00	海運業
日産専用船株式会社	640	90.00	海運業
商船三井フェリー株式会社	1,577	100.00	海運業
Phoenix Tankers Pte. Ltd.	379,311 ^{千米ドル}	100.00	海運業
MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.	138,017 ^{千シンガポールドル}	100.00	海運業
T r a P a c , L L C	—	* 51.00	港湾運送業

(注1) 記載金額は、百万円、千米ドル、千シンガポールドル未満を切捨てて表示しています。

(注2) 「出資比率」は、実質出資比率を表示しています。

*印は子会社による出資分を含む比率です。

(注3) MOL Chemical Tankers Pte. Ltd. は、平成29年1月1日付で、商号を Tokyo Marine Asia Pte. Ltd. より変更しています。

(11)当社の主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	51,980 ^{百万円}
株式会社日本政策投資銀行	50,266
三菱UFJ信託銀行株式会社	46,983
株式会社三菱東京UFJ銀行	30,457
三井住友信託銀行株式会社	26,206
農林中央金庫	18,007
株式会社みずほ銀行	15,775

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1)発行可能株式総数 3,154,000,000株
 (2)発行済株式の総数 1,206,286,115株（うち自己株式数 10,206,405株）
 (3)当事業年度末の株主数 96,892名
 (4)大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
1. ビーエヌワイエムエスエーエヌプイ ノン トリーティー アカウント	43,041 千株	3.60 %
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,087	3.44
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	39,486	3.30
4. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	32,432	2.71
5. 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	30,165	2.52
6. 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	30,000	2.51
7. 日 本 トラスティ・サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （三井住友信託銀行再信託分・三井造船株式会社退職給付信託）	29,312	2.45
8. 日 本 トラスティ・サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口5）	19,265	1.61
9. H S B C B A N K P L C A / C C L I E N T S 1	17,490	1.46
10. 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,000	1.42

（注1）持株数は、千株未満を切捨てて表示しています。

（注2）上記各信託銀行の持株数には、信託業務に係る株式を含んでいます。

（注3）持株比率は自己株式（10,206,405株）を控除して計算しています。

（注4）従来は大株主の状況について信託財産等を合算（名寄せ）して表示していましたが、当事業年度より株主名簿の記載通りに表示しています。

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 会長執行役員	武 藤 光 一		
代表取締役 社長執行役員	池 田 潤一郎		日本船主責任相互保険組合 代表 理事・組合長
代表取締役 副社長執行役員	永 田 健 一	全般社長補佐、ドライバルク営業 本部長、ドライバルク営業統 括室、ドライバルク船二部担当	
取 締 役 専務執行役員	田 邊 昌 宏	財務部、経理部、I R 室、定航 部、港湾・ロジスティクス事業 部、グループ事業部管掌、営業 調査室担当	
取 締 役 専務執行役員	高 橋 静 夫	チーフコンプライアンスオフィ サー、チーフインフォメーショ ンオフィサー、安全運航本部 副 本部長、内部監査室、秘書室、 経営企画部、広報室、商船三井 システムズ株式会社担当	
取 締 役 専務執行役員	橋 本 剛	エネルギー輸送営業本部長、エ ネルギー営業戦略室、石炭船 部、LNG船部、海洋・LNGプロ ジェクト部、LNG船安全統括室 担当	
取 締 役	松 島 正 之		後記「(4)社外役員に関する事項」に記載
取 締 役	藤 井 秀 人		後記「(4)社外役員に関する事項」に記載
取 締 役	勝 悦 子		後記「(4)社外役員に関する事項」に記載
常 勤 監 査 役	太 田 威 彦		株式会社宇徳 監査役
常 勤 監 査 役	中 島 孝		
監 査 役	伊 丹 敬 之		後記「(4)社外役員に関する事項」に記載
監 査 役	山 下 英 樹		後記「(4)社外役員に関する事項」に記載

- (注1) 取締役 松島正之、藤井秀人、勝悦子の各氏は、社外取締役であり、各氏は上場証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」（15ページ）における独立性の要件を満たしています。
- (注2) 監査役 伊丹敬之及び山下英樹の両氏は、社外監査役であり、両氏は上場証券取引所の定める独立役員の要件、及び当社の「社外役員の独立性基準」（15ページ）における独立性の要件を満たしています。
- (注3) 監査役 伊丹敬之氏は、経営学の専門家として経営戦略などの実践的研究を通じて企業経営に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注4) 監査役 山下英樹氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(注5) 平成28年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 小村武氏（社外取締役 担当なし）が任期満了により退任いたしました。

(注6) 平成29年3月31日現在の執行役員は次のとおりです（取締役の兼務者を除く）。

執行役員（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
専 務 執 行 役 員	根 本 正 昭	安全運航本部長、人事部、海上安全部、 ドライバルク船スーパーバイジング室、タンカー安全管理室、 LNG船安全統括室管掌
常 務 執 行 役 員	小 西 俊 哉	港湾・ロジスティクス事業部担当、米州総代表
常 務 執 行 役 員	丸 山 卓	財務部、IR室担当
常 務 執 行 役 員	小 野 晃 彦	定航部担当
常 務 執 行 役 員	光 田 明 生	エネルギー輸送営業本部 副本部長、油送船部、 タンカー安全管理室担当
常 務 執 行 役 員	尾 本 直 俊	自動車船部担当
常 務 執 行 役 員	園 部 俊 行	グループ事業部、関西地区、国内物流事業推進担当
常 務 執 行 役 員	川 越 美 一	技術部担当
常 務 執 行 役 員	八 嶋 浩 一	人事部、総務部担当
執 行 役 員	堀 口 英 夫	経理部担当
執 行 役 員	赤 坂 光 次 郎	アジア・中東・大洋州総代表 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Asia Oceania) Pte. Ltd. Managing Director 委嘱
執 行 役 員	田 中 利 明	ドライバルク営業本部 副本部長、ドライバルク船一部、 ドライバルク船スーパーバイジング室担当
執 行 役 員	石 原 伸 男	欧州・アフリカ総代表 Mitsui O.S.K. Bulk Shipping (Europe) Ltd. Managing Director 委嘱
執 行 役 員	松 坂 顕 太	海洋・LNGプロジェクト部担当補佐、LNG船部長委嘱
執 行 役 員	小 林 正 則	安全運航本部 副本部長、タンカー安全管理室、 LNG船安全統括室、海上安全部担当補佐
執 行 役 員	日 野 岳 穰	定航部長委嘱
執 行 役 員	小 池 正 人	油送船部長委嘱
執 行 役 員	加 藤 雅 徳	安全運航本部 副本部長、人事部、海上安全部、 ドライバルク船スーパーバイジング室担当

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(3)取締役及び監査役の報酬等の額

当社は、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動するよう、役員報酬体系を策定しています。

また、社外取締役全員に、取締役会の決議により決定した代表取締役会長執行役員及び代表取締役社長執行役員を加えた委員により構成され、社外取締役が委員長を務める「報酬諮問委員会」を設置し、取締役（社外を含む）の報酬及び待遇の体系や算定方法、並びに個人別の報酬及び待遇の内容につき審議を行っています。

これらに基づき、役員報酬は、「月例報酬」、単年度の業績を反映した「賞与」、中長期の企業価値と連動する「ストックオプション報酬」で構成しています。「月例報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて、毎月定額を支給しています。「賞与」につきましては、全社業績の達成度に応じた役位毎の基準額に担当部門業績を個人別評価として加味し、毎年6月に支給しています。「ストックオプション報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて毎年8月に付与しています。

監査役の報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めています。監査役には、賞与・ストックオプションは付与していません。

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額			報酬額の総額
		月例報酬	賞 与	ストックオプション	
取 締 役 (社外取締役を含む)	10 名	260 百万円	— 百万円	24 百万円	284 百万円
監 査 役 (社外監査役を含む)	4	75	—	—	75
計	14	335	—	24	360

(注1) 上記には、平成28年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に係る報酬が含まれています。

(注2) 上記のうち、社外役員6名に対する報酬等の総額は48百万円です。

(注3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(4)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況、重要な兼職の状況

[社外取締役]

氏 名	主 な 活 動 状 況	重 要 な 兼 職 の 状 況
松 島 正 之	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、金融界における長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っています。	三井不動産株式会社 社外取締役 日揮株式会社 社外取締役 株式会社エヌウィック 取締役会長 インテグラル株式会社 常勤顧問
藤 井 秀 人	当事業年度において、平成28年6月21日就任以降に開催された取締役会9回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、我が国の経済運営や政策金融に関する長年の経験と知見に基づき、議案審議等に必要な発言を行っています。	住友商事株式会社 顧問
勝 悦 子	当事業年度において、平成28年6月21日就任以降に開催された取締役会9回全てに出席し、社外取締役としての客観的視点から、主として国際金融論の専門家としての知識と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を行っています。	明治大学政治経済学部 教授 一般財団法人進学基準研究機構 理事 日米教育委員会 委員 国際大学協会 理事

[社外監査役]

氏 名	主 な 活 動 状 況	重 要 な 兼 職 の 状 況
伊 丹 敬 之	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、また、監査役会10回のうち9回に出席し、主に経営学者としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	東京理科大学イノベーション研究科 教授 株式会社東芝 社外取締役 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外監査役
山 下 英 樹	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	山下・遠山法律特許事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役

(注) 当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間に重要な取引関係はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

科 目	当連結会計年度 平成29年3月31日現在	前連結会計年度(ご参考) 平成28年3月31日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産	481,477	456,475
現金及び預金	177,145	146,260
受取手形及び営業未収金	130,420	130,293
有価証券	12,800	20,000
たな卸資産	36,358	27,860
繰延及び前払費用	60,888	66,101
繰延税金資産	1,273	1,449
その他流動資産	63,020	65,486
貸倒引当金	△428	△975
固定資産	1,736,051	1,763,112
有形固定資産	1,323,665	1,376,431
船舶	756,930	822,269
建物及び構築物	153,767	159,483
機械装置及び運搬具	26,630	22,827
器具及び備品	5,366	4,481
土地	221,342	221,614
建設仮勘定	156,935	143,342
その他有形固定資産	2,693	2,412
無形固定資産	31,287	33,483
投資その他の資産	381,097	353,197
投資有価証券	106,350	94,387
関係会社株式	125,628	120,667
長期貸付金	62,796	49,014
長期前払費用	6,824	3,565
退職給付に係る資産	15,390	13,291
繰延税金資産	3,535	4,422
その他長期資産	62,661	69,909
貸倒引当金	△2,089	△2,061
資産合計	2,217,528	2,219,587

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 平成29年3月31日現在	前連結会計年度(ご参考) 平成28年3月31日現在
	金 額	金 額
負債の部		
流動負債	383,456	463,794
支払手形及び営業未払金	125,118	127,171
短期社債	20,000	45,000
短期借入金	133,155	107,976
未払法人税等	6,642	4,871
前受金	32,258	29,326
繰延税金負債	1,188	711
賞与引当金	4,402	4,484
役員賞与引当金	153	130
事業整理損失引当金	2,753	71,007
契約損失引当金	1,239	8,603
その他流動負債	56,544	64,508
固定負債	1,150,450	1,108,868
社債	210,595	220,840
長期借入金	738,163	648,116
長期リース債務	18,371	20,947
繰延税金負債	56,678	81,553
退職給付に係る負債	12,445	13,442
役員退職慰労引当金	1,459	1,659
特別修繕引当金	18,566	14,854
契約損失引当金	226	—
環境対策引当金	620	—
その他固定負債	93,325	107,454
負債合計	1,533,907	1,572,662
純資産の部		
株主資本	459,226	458,121
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	45,382	45,388
利益剰余金	355,263	354,179
自己株式	△6,820	△6,847
その他の包括利益累計額	112,757	82,830
その他有価証券評価差額金	28,353	20,950
繰延ヘッジ損益	54,326	35,033
為替換算調整勘定	27,178	26,885
退職給付に係る調整累計額	2,898	△39
新株予約権	2,447	2,681
非支配株主持分	109,190	103,292
純資産合計	683,621	646,924
負債純資産合計	2,217,528	2,219,587

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度 自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日	前連結会計年度(ご参考) 自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日
	金 額	金 額
売上高	1,504,373	1,712,222
売上原価	1,388,264	1,594,568
営業総利益	116,109	117,653
販売費及び一般管理費	113,551	115,330
営業利益	2,558	2,323
営業外収益		
受取利息	5,918	4,078
受取配当金	6,021	6,131
持分法による投資利益	5,543	9,178
その他営業外収益	28,054	31,359
営業外収益計	45,538	50,747
営業外費用		
支払利息	19,037	14,576
その他営業外費用	3,633	2,227
営業外費用計	22,670	16,803
経常利益	25,426	36,267
特別利益		
固定資産売却益	6,125	9,430
関係会社株式売却益	20,007	816
その他特別利益	9,073	19,764
特別利益計	35,206	30,011
特別損失		
固定資産処分損	2,186	787
減損損失	22,273	—
構造改革費用	6,490	179,290
その他特別損失	6,378	40,587
特別損失計	37,328	220,665
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	23,303	△154,385
法人税、住民税及び事業税	13,323	11,133
法人税等調整額	△625	260
当期純利益又は当期純損失 (△)	10,605	△165,779
非支配株主に帰属する当期純利益	5,348	4,668
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	5,257	△170,447

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	平成29年 3月31日現在 金 額	平成28年 3月31日現在 金 額
資産の部		
流動資産	355,273	293,099
現金及び預金	115,443	81,798
営業未収金	85,166	74,680
短期貸付金	34,245	31,886
立替金	4,910	4,115
有価証券	12,800	20,000
貯蔵品	27,241	16,985
繰延及び前払費用	44,838	36,859
代理店債権	15,074	11,086
その他流動資産	15,880	16,272
貸倒引当金	△326	△585
固定資産	700,478	666,471
有形固定資産	128,668	126,525
船舶	77,207	86,486
建物	10,320	10,506
構築物機械装置	520	338
車両運搬具	18	42
器具及び備品	1,095	523
土地	16,694	16,694
建設仮勘定	20,650	10,216
その他有形固定資産	2,161	1,716
無形固定資産	12,182	13,227
投資その他の資産	559,627	526,718
投資有価証券	78,250	69,603
関係会社株式及び出資金	224,908	211,648
長期貸付金	163,035	150,294
長期前払費用	12,087	12,621
長期リース債権	82,959	80,452
その他投資等	10,786	12,513
貸倒引当金	△12,399	△10,415
資産合計	1,055,752	959,570

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	平成29年 3月31日現在 金 額	平成28年 3月31日現在 金 額
負債の部		
流動負債	317,710	388,033
営業未払金	102,086	91,333
短期社債	20,000	30,000
短期借入金	141,909	157,830
未払金	11,336	1,398
前受金	25,346	17,993
代理店債務	2,725	1,940
賞与引当金	1,775	1,784
役員賞与引当金	18	—
事業整理損失引当金	2,753	—
関係会社整理損失引当金	—	77,744
契約損失引当金	1,145	4,223
その他流動負債	8,614	3,784
固定負債	501,671	326,964
社債	130,595	150,840
長期借入金	314,992	142,702
長期未払金	23,988	2,617
繰延税金負債	12,809	10,491
退職給付引当金	8	8
債務保証損失引当金	7,754	6,107
契約損失引当金	226	—
その他固定負債	11,295	14,197
負債合計	819,382	714,997
純資産の部		
株主資本	212,081	226,214
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	44,371	44,371
資本準備金	44,371	44,371
利益剰余金	109,131	123,291
利益準備金	8,527	8,527
その他利益剰余金	100,604	114,764
特別償却準備金	4	177
海外投資等損失準備金	—	14
圧縮記帳積立金	944	966
別途積立金	111,630	294,630
繰越利益剰余金	△11,975	△181,023
自己株式	△6,822	△6,849
評価・換算差額等	21,840	15,677
その他有価証券評価差額金	24,480	18,475
繰延ヘッジ損益	△2,639	△2,797
新株予約権	2,447	2,681
純資産合計	236,370	244,572
負債純資産合計	1,055,752	959,570

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月 31 日	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月 31 日
	金 額	金 額
売上高		
海運業収益		
運賃	786,616	917,953
貸船料	229,934	244,658
その他海運業収益	34,700	36,795
計	1,051,251	1,199,407
その他事業収益	949	1,111
売上高計	1,052,200	1,200,518
売上原価		
海運業費用		
運航費	457,251	527,566
船費	14,973	13,449
借船料	453,985	501,015
その他海運業費用	118,453	139,305
計	1,044,663	1,181,337
その他事業費用	668	814
売上原価計	1,045,332	1,182,152
営業総利益	6,868	18,366
一般管理費	34,319	32,621
営業損失 (△)	△27,450	△14,255
営業外収益		
受取利息及び配当金	44,402	21,876
コンテナ売却益	—	3,905
為替差益	2,989	—
その他営業外収益	1,433	1,224
営業外収益計	48,825	27,006
営業外費用		
支払利息	5,894	3,319
為替差損	—	2,451
その他営業外費用	2,360	1,288
営業外費用計	8,254	7,060
経常利益	13,119	5,691
特別利益		
固定資産売却益	26	2,608
投資有価証券売却益	1,484	12,839
関係会社株式売却益	6	456
関係会社清算益	30	721
貸倒引当金戻入額	31	17
備船解約金	41	405
関係会社整理損失引当金戻入額	4,176	—
その他特別利益	570	2,480
特別利益計	6,368	19,528
特別損失		
固定資産処分損	700	467
関係会社株式評価損	12,751	38,062
債務保証損失引当金繰入額	3,073	—
貸倒引当金繰入額	2,467	—
減損損失	5,280	—
構造改革費用	—	177,645
その他特別損失	1,499	3,173
特別損失計	25,774	219,348
税引前当期純損失 (△)	△6,285	△194,128
法人税、住民税及び事業税	3,798	△79
法人税等調整額	△134	△300
当期純損失 (△)	△9,950	△193,748

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 薊 和彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 商船三井の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社との間で、関係当局の許認可等を前提として定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合併会社を設立し、3社の定期コンテナ船事業を統合することについて事業統合契約及び株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 商船三井
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 薊 和彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阿部 與直 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 商船三井の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の追加情報に関する注記に記載されているとおり、会社は、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社との間で、関係当局の許認可等を前提として定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合併会社を設立し、3社の定期コンテナ船事業を統合することについて事業統合契約及び株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、平成28年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実として指摘すべき事項は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④なお、事業報告に記載のとおり、当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して、競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象となっており、また米国等において当社グループに対する集団訴訟が提起されております。監査役会として、独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止及びコーポレートガバナンスの充実に向けた取締役の取り組み状況について引き続き監視・検証してまいります。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社商船三井 監査役会

常勤監査役	太田 威彦 ㊞
常勤監査役	中島 孝 ㊞
社外監査役	伊丹 敬之 ㊞
社外監査役	山下 英樹 ㊞

以 上

